

## 参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和 8 年 7 月 1 日

支出負担行為担当官

気象衛星センター所長 別所 康太郎

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1 当該招請の主旨

本業務は、既に運用している気象衛星センター受変電監視装置（以下、「本装置」という。）の点検を行うためのものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な点検対象機器の設備及びシーケンスを熟知している法人等との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 気象衛星センター受変電監視装置点検
- (2) 業務内容 気象衛星センターに設置されている受変電監視装置の点検
- (3) 履行期限 令和 9 年 3 月 2 6 日

### 3 業務目的

気象衛星センター第一庁舎監視室に設置してある受変電監視装置は、気象衛星センター第一、第二、第三庁舎、エンジン棟（発電機室）及び屋外開閉所の受変電設備の運転・監視並びに制御等を集中管理するための重要な装置である。

本装置を構成するリモートステーション、無停電電源装置、プリンタ等が所定の機能及び性能を維持しているか否かについて、専門的な技術により点検等を実施し、故障及び不具合等を未然に防止することを目的とする。

### 4 応募要件

#### (1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和 7・8・9 年度 国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、関東・

甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

- ③ 気象衛星センターから指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

本装置が、気象予報・情報通信・気象衛星業務の根幹となるシステムに安定的な電源を供給する重要な設備であることを理解し、上記システムに支障を与えない技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

本装置の性能・機能仕様を理解し、本業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足するよう所要の性能を発揮させる技術力を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

- ① 気象衛星センターから提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 気象衛星センターの許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに本装置の点検整備を完了する体制を有すると共に、履行後に本件に起因する不具合が発生した場合に対応するための連絡窓口を持つこと。並びに、速やかに復旧するための体制を有すること。

(6) 業務実績に関する要件

受変電監視装置点検の実績を有すること。

## 5 手続等

(1) 担当部局

〒204-0012

東京都清瀬市中清戸 3-235

気象衛星センター総務部会計課

電話 042-493-4964

E-mail : eisei\_kaikeika@met.kishou.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和8年7月1日から令和8年7月21日まで (1)に同じ。

なお、公募説明書等は電子データで交付するので、電子記憶媒体(CD-R等)を持参すること。

(3) 参加意思確認書等の提出期限、提出先及び方法

令和8年7月22日 16:00まで (1)に同じ。

原則として電子メールにより提出すること。

## 6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ。
- (3) 一般競争方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 令和 7・8・9年度 国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格の認定を受けていない場合でも5 (3) により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該有効資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。